

女性の職業選択に資する情報の公表について(令和5年度)

令和6年7月公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表します。

令和5年度 採用した職員に占める女性職員数

単位:人

職種	一般行政	土木技術職	保健師	消防士	電気技師	計
女性	2	0	3	0	0	5
男性	6	2	0	3	1	12
計	8	2	3	3	1	17

令和5年度 採用試験の受験者に占める女性受験者数

単位:人

職種	一般行政	土木技術職	保健師	消防士	電気技師	計
女性	16	1	4	0	0	21
男性	14	3	0	13	1	31
計	30	4	4	13	1	52

令和5年度 平均した継続勤務年数の男女の差異

単位:年

女性	13.7
男性	15.5

令和5年度 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(4月1日現在)

管理職数	女性管理職数	登用率
182人	54人	29.7%

令和5年度 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(4月1日現在)

	職員数	女性職員	登用率
部長・副部長級	21人	2人	9.5%
課長相当職	59人	15人	25.4%
副課長級	102人	37人	36.3%
係長級	177人	65人	36.7%

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(抄)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績